

伊賀市ごみ減量・リサイクル等推進委員会の概要について

1. 委員会の設置目的

伊賀市ごみ減量・リサイクル等推進委員会とは、市長の附属機関として、一般廃棄物（ごみ・し尿）の処理及び清掃に対する市民意識の高揚と清潔で住みよい街づくりを推進し、併せて一般廃棄物の減量化・再資源化及び環境美化を図ることを目的に設置しています。

2. 委員会の役割

地域と行政をつなぐパイプ役として、市が実施する次の施策に協力いただき、一般廃棄物の減量・リサイクル等の推進を図っていきます。

- ・ごみ排出の減量、分別、再生利用及び再資源化に関すること。
- ・ごみ集積場に関すること。
- ・ごみ又はし尿の不法投棄の防止及び監視に関すること。
- ・さくらリサイクルセンター、浄化センター及び不燃物処理場に関すること。
- ・その他地域の環境美化及び啓蒙啓発に関すること。

3. 組織人数

- ・委員会の定数 15 人以内
- ・地域代表・・・住民自治協議会からの代表 11 人
内訳：上野支所管内 6 人、伊賀・島ヶ原・阿山・大山田・青山支所管内各 1 人
- ・事業者代表・・・上野商工会議所 1 人、伊賀市商工会 1 人
- ・その他市長が必要と認める者・・・有識者 2 人

4. 委員任期

2024(令和6)年11月1日から2026(令和8)年10月31日まで
(2年間)

5. 報酬

13,200円／年（所得税の課税対象） ※市の報酬規定に基づく

- ・委員委嘱日から計算し、年度ごとのお支払いをします。
- ・本年度は11月1日から委嘱のため、11月～3月分（5か月分）をお支払いいたします。
- ・前回に引き続き委員をお引き受けいただきました委員様につきましては、4月から3月分（1年間分）をお支払いいたします。

6. 会議

- ・全体会（全委員）
- ・幹事会（委員長、副委員長）

7. 会議開催回数

- ・全体会 年2～3回程度 ※原則として平日の昼間2～3時間程度
- ・幹事会 必要に応じて開催

8. 役員

- ・委員会 委員長1人、副委員長1人（委員の互選）

9. 委員の選任基準

- ・新任満18歳以上70歳未満、再任満18歳以上75歳未満の人（原則）
- ・女性の参画促進（市の目標は、登用率40%以上）
- ・会議に出席できる人
- ・市議会議員又は市職員でない人

10. 年度ごとの取組報告について

- ・地域（自治協・自治会・組単位、集積場単位など）でのごみ減量や資源化の取り組みについて毎年度末に報告書様式にご記入いただき、ご提出（委員会時に発表）を依頼いたします。